

(公印・契印省略)

諮 問 第 1 2 4 3 号
令和 7 年 10 月 3 日

情報通信審議会
会長 遠藤 信博 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

固定電話サービスの円滑な移行の在り方

諮問第 1243 号

固定電話サービスの円滑な移行の在り方

1 諮問理由

本年 9 月 29 日、NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社（以下「NTT 東西」という。）は、メタル設備を用いた NTT 東西の加入電話（メタル固定電話）について、利用の減少や老朽化した設備の維持限界、メタル設備に係る技術者等の確保が困難であることなどにより 2035 年頃までにはサービスレベルの維持が困難な状況を迎えることから、メタル固定電話から、光・モバイル回線を用いたサービスへの移行を段階的に実施する計画を公表した。

メタル固定電話は、ピーク時に比べて契約者数は約 80%減（対 1998 年度）、通話時間は約 96%減（対 2000 年度）となっているものの、2024 年度末時点で約 1,100 万の契約者を有している。また、NTT 東西のメタル設備を利用して固定電話サービス等を提供している事業者がいるほか、電柱・管路等の線路敷設基盤をメタル設備と共用している NTT 東西の光ファイバは、数多くの電気通信事業者のサービスに利用されているところである。

そのため、固定電話サービスの移行においては、メタル固定電話の利用者やメタル設備を利用して競争的なサービスを提供する事業者の事業運営等に影響を与えるほか、光回線を用いたサービスを含む電気通信市場の公正な競争環境に影響が及ぶことも想定される。

以上を踏まえ、固定電話サービスの円滑な移行を実現するために必要な事項について検討を行うため、諮問するものである。

2 答申を希望する事項

（１）固定電話サービスの円滑な移行の在り方

- ・ 移行に伴う利用者保護の在り方
- ・ 移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方 等

（２）その他必要と考えられる事項

3 答申を希望する時期

令和 10 年春頃目途

4 答申が得られたときの行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。